

埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)原案の事務局からの修正案

番号	ページ	章	項目	修正理由	修正案
44	P2	1 基本的事項	(4)対象期間	運営方針の対象期間は3年間であり、必然的に3年ごとに見直しを行うことになるため、当該記載は不要である。	「3年ごとに見直しを図ることとします。」の一文を削除します。
45	P3	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	(1)医療費の動向と将来の見通し ①被保険者数の見通し	0.5万人単位の表記と0.1万人単位の表記が混在しているため、0.1万人単位の表記に統一し、冒頭文を修正する。 また、オの文章については、1年につき何人という表記ではなく、通算の人数で表記されており、冒頭に記載してある「年6.0万人～7.5万人程度の減少」との突合がしにくいいため、表記を改める。	①今後の見通しの冒頭文について、次のとおり修正します。 下記のような推計から、年6.0万～7.8万人程度の減少が見込まれます。 ③項目オの後段を、次のとおり修正します。 令和4年10月と令和6年10月にも、被用者保険のさらなる適用拡大が予定されており、被保険者数は、令和4年度から令和7年度にかけて、年約0.5万～1.3万人程度の減少が見込まれます。
46	P37	8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	(2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	取組例がデータの引継ぎだけにも読めるため、内容を拡充する。	取組例に次の内容を追記します。 ・高齢者の心身の特性に応じた事業を行うに当たっては、高齢者保健事業及び地域支援事業を一体的に実施できるようにする。